

令和 3 年度第 2 回  
三田市都市計画審議会 資料  
(諮問事項)

令和 3 年 7 月 2 7 日

# 目 次

阪神間都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧、 生産緑地地区の変更手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--	---

## 阪神間都市計画の変更案の縦覧について

1. 都市計画の名称 阪神間都市計画 生産緑地地区(三田ー12生産緑地地区)
  
2. 実施結果
  - ① 縦覧期間 令和3年6月7日(月)～令和3年6月21日(月)
  - ② 縦覧方法  
ア 市役所本庁舎5階都市政策課(縦覧者数 0人)  
イ 市ウェブサイトにて閲覧(縦覧者数 130件)
  - ③ 意見書提出期限 令和3年6月21日(月)
  - ④ 意見書対象者 関係市町村の住民及び利害関係人(法第17条第2項)
  - ⑤ 意見書の提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールにて提出。様式は任意。
  - ⑥ 意見書件数 なし

## 生産緑地地区の変更手続きの流れ

### 生産緑地追加指定申出書の受付

- ・ 追加指定の申出受付 (令和2年6月15日から8月14日まで)
- ・ 書類審査・現地確認 (令和2年9月)
- ・ 同意書受付 (令和2年10月)

### 都市計画審議会：変更案の事前説明 (令和3年5月14日)

- ・ 県協議 (令和3年6月2日回答)
- ・ 案縦覧 (令和3年6月7日から21日まで)
- ・ 意見書提出 (令和3年6月7日から21日まで)

### 都市計画審議会：変更案の諮問・答申 (令和3年7月27日)

### 都市計画の変更告示 (令和3年8月1日予定)